環海異聞

五

862
1
51

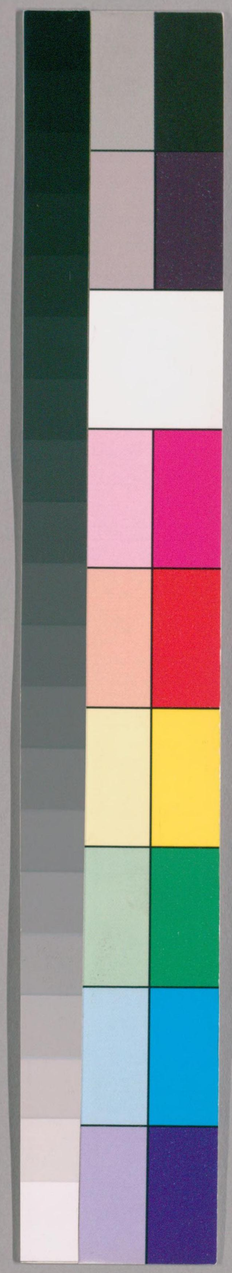

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(51)

環海異聞巻之五

寺觀道教第四

寺の事をゼンコフ」光東説ゼサリコ」といふ宗旨の事を
セツコン」光東説ザコン」と云尚前に十三ヶ寺里云此中門
リヘヲイ」光東説アタヘレイとて大和尚とも云へき僧の住持する
大寺一ヶ寺ヲワリツボーリ」と云本堂の高サ彼國
サセン」といふ規にて十九ヶ寺といふサゼン」ハ彼六尺にて
我邦尚今の尺法

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

也て七尺八分也十九ハ
今尺十三丈三尺程なり此 此所第一の大寺なり 惣る大寺
を「ボーリ」といふ所をとそ ちゝハ皆石造りの家
作之右鐘 楼 何も 何も 喜 只 何ゝる所ハ必ず 西
向と 東ゝ 寺ハ凡て 町々の 買々に 建つ 此作方の何ほ
下に 図す 本尊ハ金仏 金銀 鑄物 又木佛に箔を 蝕ゝる
何り又色々の佛像 遍(ガ)額(ク)に 偃(フチ)縁にハ箔を塗
彩(イロド)ゝ 漆もあり 佛前にハ 燭 臺をならへ置て
外の佛具もある 小や 見留めず 拾三ケ寺の中寺

の名を 守覚 ゝしハ セリヘンツケ、チヨトドボリ、
スツパーサン、トロイツ ケンストウ、凡て墓所ハ寺内にハ
なく町より 引放しゝる
所にあり此寺のミ 墓所 全き所にて 寺々の本尊 別に記す の外に 銀佛 ゝと
いふ 寺名覚ゝ 漆ハ ニコライ、ムシヘイ、バイトロ、
イワン、ステハス、セシヨン ヱコロ、(光) ヱコル オンデライ (光)
アンケレイ コンノキノ、アグム ビヨートロ、オンキサンダラ、
(光) アレキサンタラ の類色々 何り 又女神の名なりと云
ものハ マリア、アケリナ、ハテカイヤ、マレウヱヤノ、(光)

マルヘイウチ の類数名あり

男女共に此佛神の名を弱くの名は命ッく

命名の郎に詳ます 人々の名イワン、ニコライ、皆佛の名

と志得へし

彩蕊ヶ話に首死去りとく後に屍より芒(ゴ)

光(コウ)の殺(サ)しなる人拾弐人ありて中九人ハ別て

猶ほ諸仏ありと今も なく 漸く本当の猟に

遍(カ)家(ク)に掛置ものハ是之に諸仏を「スウイトイ」

千ヨロウ卫井カ」といふ 光曰「スウイトイ」ハ「ツウ卫ドウ辺」ぬつしと 花人といふ

るすとそ 其名朽(クチカレ)枯(ツチカレ)をいふとも 花咲といふ心にや

惣國中一宗にして別流(流)なし但寺ニて本尊

にて有り町々郎り此檀下あり

町の名も其檀那寺の名を称して別に

町の名ハなき根子尺也

惣國中人生出て其名をつくを始めとして夫

婦の縁組死葬祭祀の事悉くなの裁判に任

其深なり和尚といふべき者も平人と同しく
垂髪なり但し髭をもものだまえ尤アリヘライ近大和
尚此外は妻帯肉食なり
肉食とは牛羊豕等此るゝ魚等の肉を
用るは此方にていふ精進日なり
アリヘライ近は獣魚鳥の肉共に食ひ唯妻併
神菜のみなり但し牛乳は食ふなり
オロシイアノ近にて牛乳は男女赤子の時より用

て生云月其深之故に清僧も用ゆる事と
見由云月子の頭に詳なり
尤清僧にて獨身之皆本国より格別知識の
人王命を受くアリヘライ近といふるよしこ枚
寺々妻帯なれども必ず実子を以て継くにハ
何ゝ其大和尚より其人柄を吟味して実
子にても弟子にても又他の寺よりも継ぎるゝ
衣服は肉々方は上慈も簡神にて老人に替る

るなき根に見ゆ但し外大隼（ウハキ）に袖の廣きものを
用ゆるを呉とす本堂に於て日に三度晩昼晩
と佛家の讀經ともいふへき勤行あり前にハ
蠟燭を点（ツ）けなく童板此時鐘樓の上にて鐘を振
なるを鐘樓の天井の正中にハ大鐘を見るに
小鐘形ゝ法りてあり小鐘ハ五ツ或七ツ又九ツ法り
こゝにもあり數九ツ之限りなり
彼地方の鐘ハ大小共に内に舌（サガ）ありて見て

此方の風鈴のことし撞くといふ事なし
なるを見て舌を卫ツ迄といふ之
其鐘の中に弱り垂る舌に鈴を付て何りも大小
數々の級を左右の手に指に持大鐘の鈴ハ足の
指に夾ミ足を以て取し拍子を取く如くれ
らす其拍子とり妙に面白く安ゆ鐘なぬ
者なれハ大鐘ハ別に其人居りて小鐘に胃を
合せてなりなるを三度共に此鐘を振出す

を相図に讀經始り其經の終りに至る也
其之毎朝人々此鐘の音にて寺を始つとの始まり
しとて曉の夏を覚まし相之毎は三度怠慢を
る事なし

鐘樓圖

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

諸樓の門にて
數々の諫さまを
そ相手とりふり
なるまゝ

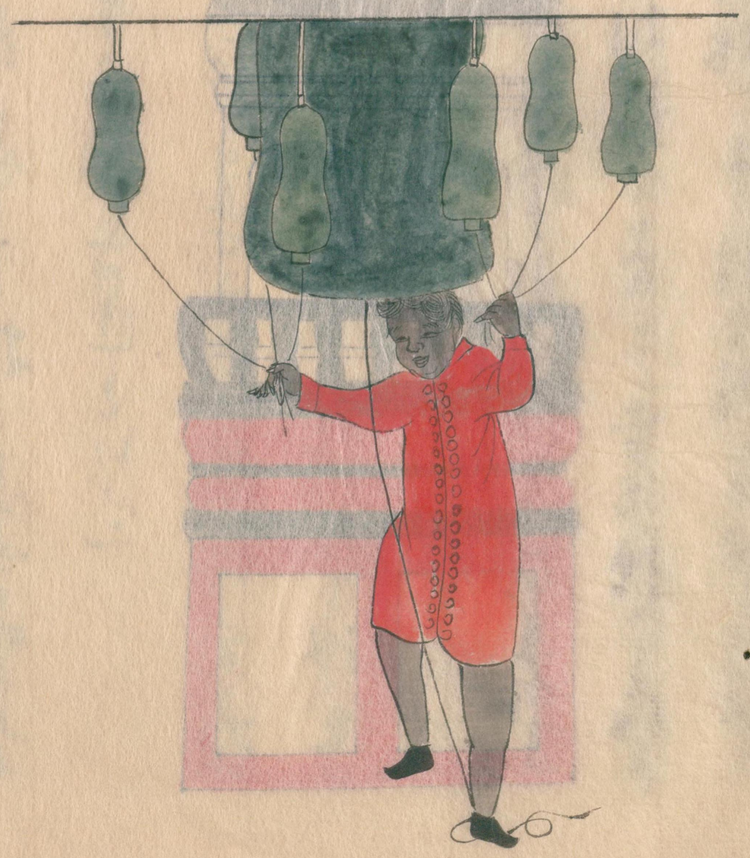

僧俗共に熱々佛神を拜むにハ出手の大指合指
中指の三ツ此先きを物をつまむらぬく合せ先門
額にあゝ次に段にあゝ夫より左出肩に何て深
なり此仕方自分十文字形をなさ之こまハ
此方にて手を合さて拜むと同じ事と学ゆ
讀經の文ハ何といふ一向志れさまなれども
此方にてナムアミダブくと唱ふる根に彼方
の人々毎事ゴスホセニボミナヲ」といふ云を

唱ふ（大光説ハ オスホレ ボーミールーイ 唱ふるとゆふけ説正音なるや）と二礼ハ俗人も胡蓍起臥の時ハ常くいふ也

一 檀下の者寺へ来詣するハ三座の勤め何る時胡にても晩にても行くなり殆く名を授るハ本尊此厄出ある狐佛の縁忌の日にて自分の信し望む所を考へて其勤めある時刻に行なり縁組の定め亡者引得を請ふのみ讀経ある刻限をさして行しなり

一 途中にて和尚に逢ふ事あれハ幸くよりくを出し和尚の来ゆるをまつ和尚何か唱るまして自分のくをそ人のくを此上にのせ来之そ人帰ち和尚のくに已ゝ口をはける仕かくして通る所をめ動きはなり

大寺表面圖

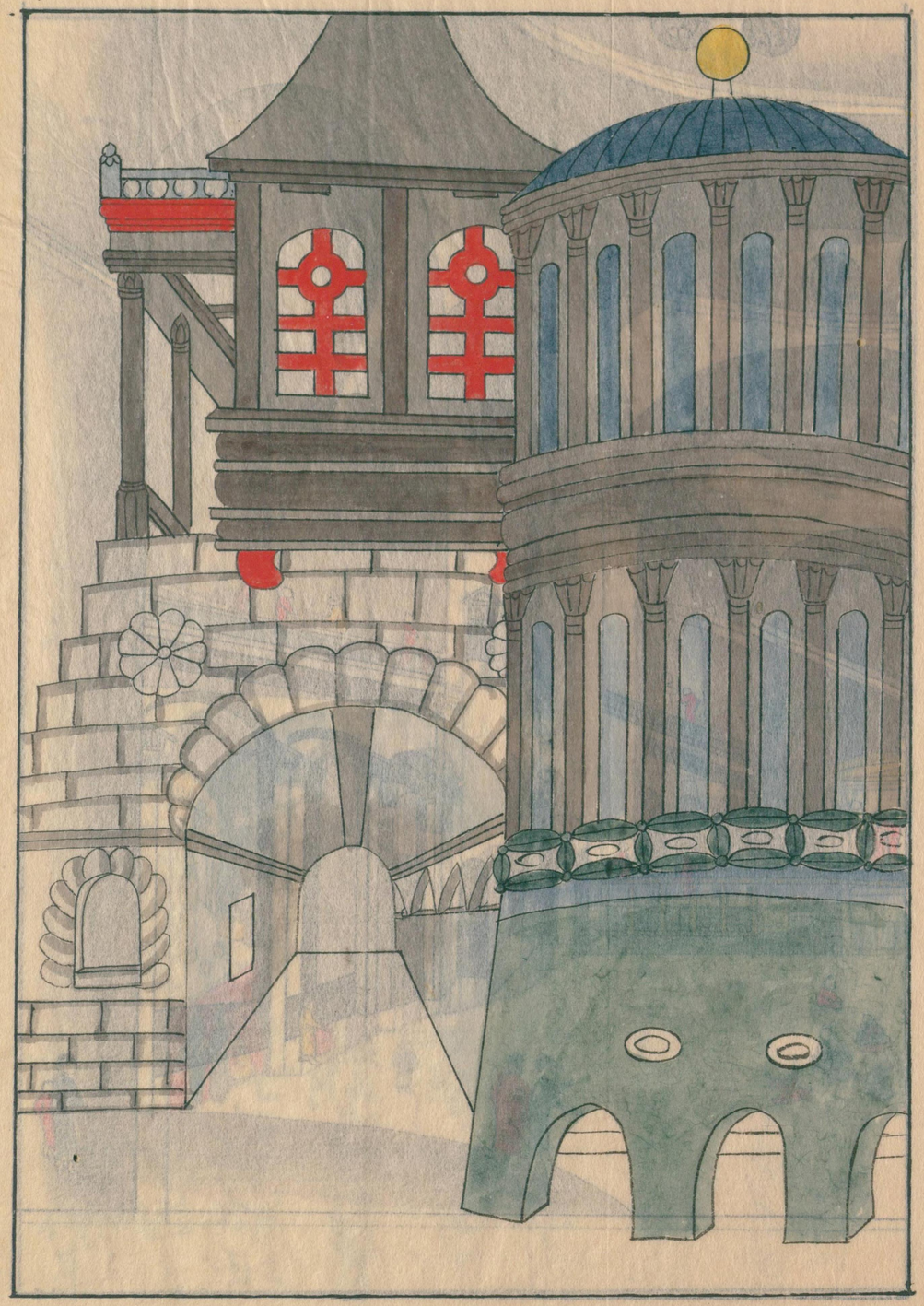

寺院之図

寺院の造築悉く石屋之其經營寺院内外の模
根源客等物語もする処家後紛々として掌握し
家義和蒙銅板画に欧羅巴（エウロフバ）地方の寺塔を図書の
書携のもて是を出し示すに大凡は図のめくこと
いふまでも統図の中を簡略し図を作せるなり
尤のめし是オロシイアの寺院を真写するのの
何ぞすといへも彼地方読す制造の大略を知る
に足りぬ而し

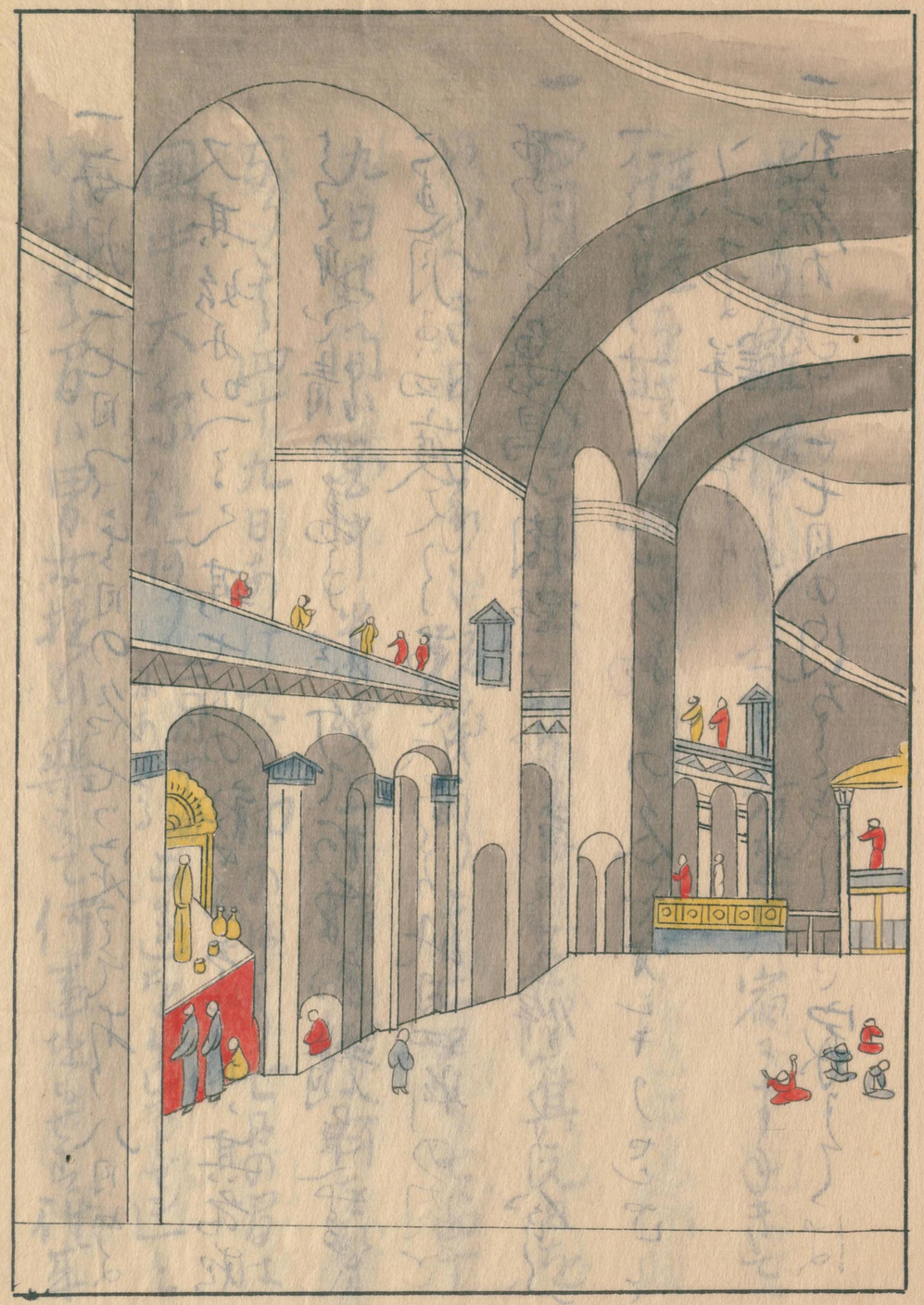

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

一毎月一七日つゝ毛日の名七ツ定まりてあり八月めは
又其始みかへるゝ其七日の初めは當日は其前相
ゝる身を清め兼ね慎みて何ぞ精進すると
二連月は四度ゝ古事にあるゝ此月四郷の肉を
禁じて魚鳥の肉野菜の類を交併てゝり食ふ
こゝなり其一七日の初日の名をオシキリセンヤ」と
いふ未を詳しなり
一死者ありて一七日の内なる綫しき家にては

ちより雛僧（コソウ）もいふへき者を其宿にまゐきて
讀經をさせ得るもあり
一正月といふへき月を　イヌワリ」といふ其元日を
いふへき日は家ゝ祝儀あり其二日より七四十
九日此間は西中光綫上下精色潔斎を繋
ぎ其四十九日あけたる初のはより七日の間は
國中大乱れ阿り（二月中旬ハあるゝ）二連をケレストゼン」と
いふ其間は男女招ひ樂をて何事をもせず往來

の人々ハお互ニ染メ卵(リマコ)を死りたすこ是ハ卵の
殻のまゝ蘓(スホウ)にて煮つけて色を付く常物なり
彼方より卵を贈りケレストス、オス、ケンース」と
いへハ此方よりハ イステンノ、オス、ケンース」と答て
又卵をつかはし朱子口と口を合す此事往きなく
ヨキ事なるまて尊て貴機の屋にてあし但
同宗旨の外の者へハ変くせぬるこ是同宗
お替らぬ誓約と申ゆるなり ケレストセン」ハ考

佛祖の再活蘓生せる日といふるとて右の途中
にて中せしも先キよりいひしハ仏祖の系儀目
出度なるといふ事体と申え挨拶の方ハ誠に清
同然に存るといふ根のみと見ゆ 極此七日の内
寺くにハ鐘を打鳴す事絶胃なく内外人の
拘いふも聞へぬ祖なり王朝にてハ以後く系礼儀
式大造なるみと唱ゆ及へ里田舎にて系のこ
間々所々見せものの根の事あるまてこ是此胃々ハ

罪人なりとも免して窄を出たる以前罪人は
人をのせて迫る車を仕掛て人よせをなす人々
こゝに群をして見物し又そ車に豪をして自ら樂
しむむそれを戯ましし價を罪人にはらしむ
これを表せに施しのこめ且人々の戯樂の一ツ
ともなる趣きなりこそ轉迫せる車の斗(マス)に大勢
入りくるくこれを迫せるに以ても人ハ正座して翻
轉せざる仕形の物なり

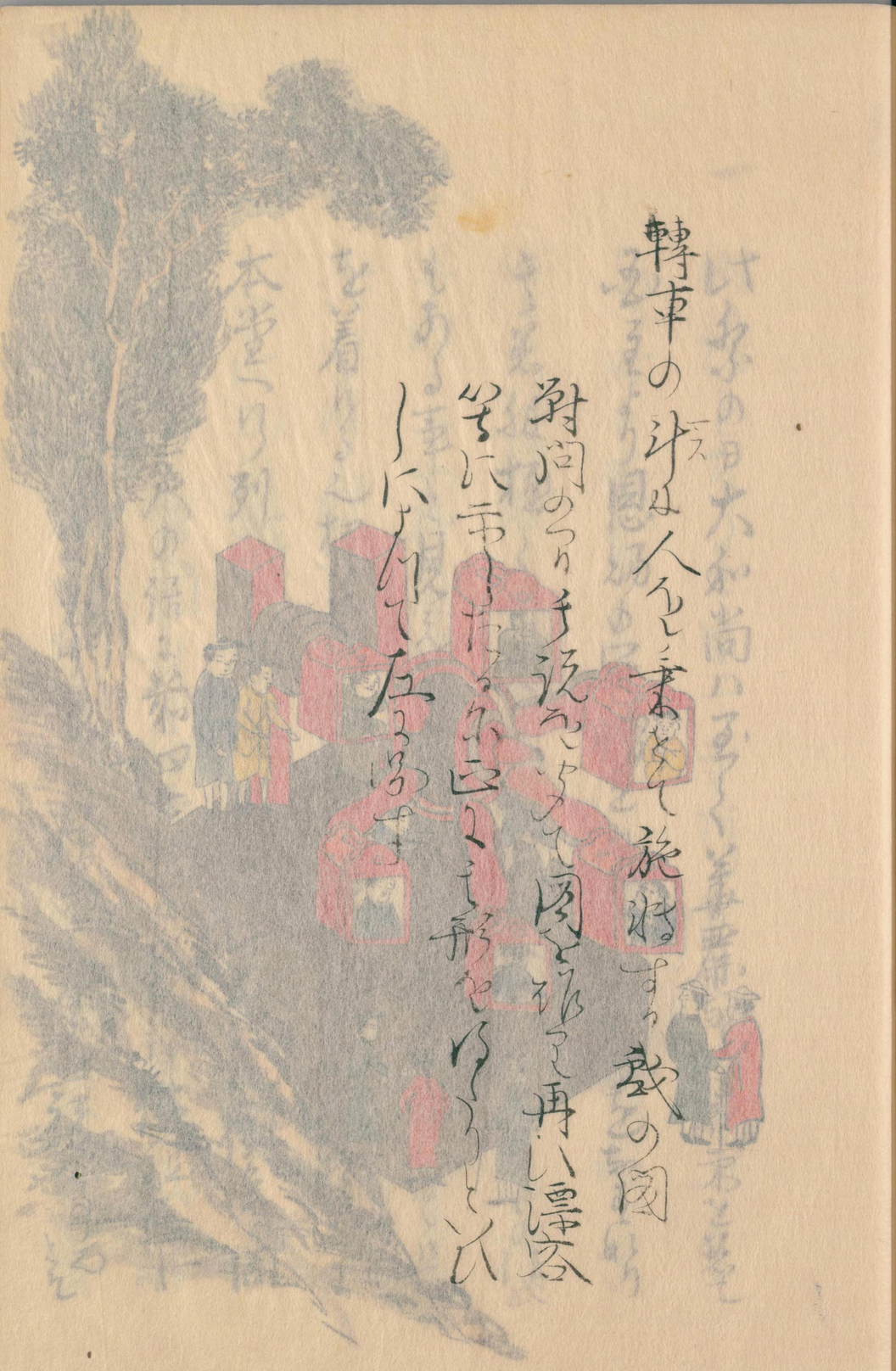

轉車の斗(マス)は人をして乗をして施物する戯の図
對問のつりを説ゆへて図を作りて再ハ漂客
等に示しなるに正にて形をはらりしハ
しにはして左に図す

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

アリヘレイ大和尚帝より頒る冠帽冕
上頂ハ金の十字形帽の上面金銀
珠玉を鏤む

一時鐘をならす寺二ヶ寺ありて晝夜廿四時鳴す
なり時の事をチャーズと云ふ時に数六ツ明ケ半
時に七ツ五ツ時に八ツ五半時に九ツ四ツ時に十ヲ四ツ
半時に十一九ツ時日中に十二なりすこしまより
九ツ半時に数一ツ八ツ時二ツ八半時三ツ七ツ時四ツ
七半時五ツ暮に数六ツなりすなりこしまより数中
夏の暮り暮半七ツ初更ハ八ツと三更夜中(ヨナカ)に十
二なりしまより九ツ半一ツ二ツ三ツ四ツの次第にて七時

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

五ツ数の明まなりす夜の殆りあく暁六ツと如く
都合二十四時なりまえ
此鐘堂の上層（ウエノタン）に大時半ありこれに合せ
て時鐘をなりまときけり
日時半ハ奉行の役所に一ケ処ありて又市中
商店の内に一ケ所あり人々時鐘をこれ
に合せるに毎時かしも違ふすなりと云

暁卯刻
六ツ セストイ
六ツ半 七ツ セツモイ
五ツ辰 八ツ オシモイ
五ツ半 九ツ ゼツトイ
四ツ巳 十ツ ゼシヤトイ
四ツ半 十一 オシンナツサイ
九ツ半 午 十二 シユアナツサイ
九ツ半 一ツ ヘルオーチヤース
八ツ未 二ツ トウチヤース
八ツ半 三ツ テレチヤース
七ツ申 四ツ チヤテンチヤース
七ツ半 五ツ ビヤーテンチヤース
暮六ツ酉
六ツ セストイチヤース
「チヤース」ハ時とふるゝ

一より十二迄の数語附のうへにて唯へる所古の
ことし数計の語本朝に載せ

産育及赤子命名第五

産婦育子並ハ初生ニ名をつけるす

凡そ婦人出産せ迄ハ産後昂日より三出生を
抱きて一七日の間ハ朝夕毎度入湯せ浴湯ハ
明風見 弥々家毎に取持せ

按手此一事 要者 性なるなりけし 物見を
詰(ナシリ)問に相違なし 彼国全体の根子大いに
異なれる風俗なれハ人々の素性も違て

産婦にも初生にもさしさはれるすもれき
にやといふ後光本のあるにて此事を問に
こゝ甚不審し事彼此滞留の日これを
見聞きて彼地の風呂屋は本屋をたれ
て別に建つ下綫の家には産後産後一七日
内は彼風呂屋へ別居するものあり恐らくは
是を見て風呂へ入るなりと思ひ入る事上
人は固有産家あるゆへ此事なしといへり未

ゝ実否を志らず

一 産前後死扱ひ事に見しすなし上等の人は
いろく手当もあるにや志らず一手巫詞トコロコフ
の所に在留せし内宿の妻出産あるを見しに
古地に恨婆ともいふべき者あり産の催しありて
これを呼ひにやる也此婆来りて産門へモイ辺
といふものを塗る根子なり モイ辺は洗杯といふべき事也
餅のよく掛へ入る事也此水池ぬき杯のために賣買せ
去時へ到着の後乃夢されは人々サボといひしもの是也

按に石瞼なるべし奕名サボ俗号にハ
シヤボンといふこ ニ遠産屋人滑（ヌメリ）税をつ
けんかゝめ成るべし
医者に頼まて催（ハヤメ）生の業なと用るといふ事も
なし扨産婦志きり来ゝ所と紀夫（ヲツト）トコロコフが
肩にかゝる産中を何十遍といふ事もなくら
なりなりあるき終て安産しより産後ハ右に
いへるとく産婦出生を抱きて入湯を何の時

ゝ事なき根子なり也て賤者の妻女抔ハ産存
間もなく食事抔の世話なともせ所なり
一 夫ト産穢といふ事なし但婦人ハ七々日の間ハ
寺へ行くるすをとゝめらるゝなり
一 産婦也て自身の乳汁快く出さ所根子にて
貴賤共に牛乳を小児に吸ハしむ面々の家に
牛を畜ひ置くも乳汁を家に志ほりこめ国
又自家に畜ひ置さ所者ハ賣物を求め来て

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

用ゆるを哺(ノマ)せんとハ牛角の心(ナカ)をくりて筒となし
先キの方ハ屠牛(コロシタルウシ)の乳頭(チクヒ)を取り童くそのまゝ
ならるこれを小児の口へ含させ角本の所に
廣き口より牛乳を注き入る小児ハ其まゝ
牛乳頭を口へつけ吸ふ生牛よりの志ばりて
ていそまゝ吸せ次へ漸のものハ何ともめて吸ふ
時により児の啼泣甚しく牛乳胃にあはさ漸
附なれハ母の乳をもつくるとも能き出さる根子

小しく小児志やあり居るまでと見ゆ
按ず此方に乳哺の法甚疑ハし凡婦人
子を生して乳け出るハ自然の理畜類
と以ても同しくして皆造化の所為なり
もし偶(タマ)く乳け出るとき婦女ハ牛乳にて何
あるも其児を養育すべし オロシイアの婦
人なめくて乳け児を養ふ足らさ漸物ハ
何(イカ)なるなりや猶深容等に再回するに風

古の呉服を取るゝあるまやとおもふ
是ハて他に手理有る事を志られ（歳貨）
歳令を辱ふして丙寅三月来貢の和蒙
人ハ對話の節此事を質問せしハ女子自
然乎乳を具し児を育するゝめに造物
至此作為する所婦人凡て子を産て乳け能き
の理あらんや乎婦によりて偶（タマ）く出ゝ者ハ
あるべし是ハ乳母を附く養育する事ハ

あるなりと大笑せり同し歐羅巴洲（ヱウロフハ）方にて
止白里（シヒリ）の邊此ニ於けなるもおもしく何やし
むべし　止白里ハ亜細亜洲（アシア）なれとモイルコーツ辺の男女歐羅巴洲なるオロシア種の人数なり　或曰
もしめ産婦分娩（サンゴ）後恋乎入浴する此俗なる
故宛初に血あり乳の度をうしなひて
彼婦人ハ皆乳汁出さるに何らもやと云り
前にも略しこゝ産後恋に於ける風呂に入る
者之これ宗躰に於る事にや東方諸国

みたくハ国より為し始る也光実ハ
王都にも暫く在留せし者なれハ好きに
也と思ふ此二事始ひ好き小阿ぶれといへ共
漂客の物語まるまゝに録せるものゝ

一板総国中一家の者起て出生あれハ男女共に
其小児に名を命ぜ家ハ檀那寺にて請ひ受け定
る事ゝ事ゝに極りて居る本尊の銀佛とも
いふべき遍(カク)家にある所の仏名を請ひて名頭(ラ)に

法ゝ之七夜より以後兼て信仰し自分望む所の
佛の縁忌の日を考へ幾日にても寺へ法ゆく
尤刻限ハ其勤のる時をさしてわく之(尤カリヲヤ)義父
を頼むも何り尤ある時ハ其実親夫婦も付添ひて
行く和尚出迎ひ讀経ぜ其所ハ唐洞にて桶の
長(タケ)低きと云根の物に冷水を湛へ蓋(あ方に隠あり こゝを持ちて)
扱ふ事き物と見へ あ人にて持ちり其内へ小児を裸にして入る小児の
あ耳へハ物をふさき口へハ手を掩ふて水に投し

世にとりあくる母親となりて深人白き木綿を用
ひしゆき帰産に是に包む是とり親より始る
物にして産衣（ウフキ）なといふ人持に見ゆ板包をなる
児をも父となりたる人更にて抱へ和尚其日の
縁忌に阿くりて深仏の遍（カ）彩を携へまりて佛
像の手に所へ小児の口を付させ深なり板を仕方
すべく詳にして作りて深ケレス」といふ本等の像
を鋳付くる物を小児の名りにかくるなりこれは

定例なりとそ此式は今生出て深ことく所を浄
めしめ和尚中ゟ立て佛の弟子となし名もさつ
りて宗門に入りし心と少ゆるなり
其日にあて深仏ニコライなれは是を名頭に法けく
また下タには父なる人の名頭の仏名を用ひて下タに
イチといふ事を添るなり性は其下に称して是は
世々変（カハ）る事なしことへは父はバイトロ何々なり里
帰今接りしニコライを名頭になし　ニコライバ

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

イトロイチ」と尾を轉し称するも古いくることく
姓ハ父祖の姓を用ゆたとへハ「コロテケノ」といふ姓
なるハ「コライ、バイトルイチ、コロテゲノ」と連ぬ称する
なり一家尚ほの差別なく上ハ天子より下は
庶民に至ることは例なり義父(トリヲヤ)をまゝハ佛名を
名頭ゆ法くの外まで下(モ)の名ハまた父の名を轉する
まて之右また姓を用ゆる事も義父に従ふ又大
人にて他宗の者は宗門に入りたる時も此例を用

ひなす到まて改名を但大人なるハちなまた合の
浴桶ハ小サ道ハ半切桶なと形ゝに作るよし衣
服また外も皆私親より用意し無ふるなり凡て
義父ハ別に子を儲けたりとて色々此事をも遜
る事なり

一 小児ハ多くハ畚(フコ)ともいふべき物へ入れ三重て嚴育
ぬ法之また冠ハ木にてまくを作り自りに百子き
裁(キレ)ゆを附け鶏の鳥者(トヤ)のまくして袋のやうに

こそ下ふくれ垂るなり板四隅に紐をはけをくしは
内へ小児を入して上ゐ法り並なり
一小児をハ手足共にきまきまてくるくとまきたくして
畚(フコ)の内へ入る其内へハ柔かなる物を敷き其内に
頭の方高くなる様に外さしめ其上に物を五重ひ
置て其のことくつり並くおくなり動かせハ寐乃
はくなり板其径を考くハ牛乳をもてあるに家家
ハ乳母を抱ふ此乳母も乳哺のゝあにハあらん小児

元扱の守りなり夫故手頭の如みて物静なし
て貞実なるものを撰ふ此なり女ハ小児二便の
元収め且包にしきれのまき久又時く湯を浴
て扱く牛乳をもてめ此をなりて極せ付る事等
一切育(テ)くのみに打かり居るなり昼夜めなり
其深まてまて抱(タ)き寐其深なといふ事なし貧賤の
者ハ其母なるもの已ら手業を取しなりて育る故
に自身の居る前にふごをはりて並き板其垂(タレ)伐等の

下の方に足を指出ス前あり帰て前へ足を入ふこを
動し小児をたまし祝させなるゝに毎年にては仕
業を取し居る也但時刻を考へて牛乳を與
ふるゝ事し啼き程せるしく牛乳急に間に
合さる時は自身の出ぬ乳をも舐(ネフ)らせる程子
なり其児起(タチアル)行くまでめ行ふなして育て六
七歳にもなりては父母の傍には亜其別の寝居
におくなり

按に出に載る小児を養ひ育て深谷のぬき谷
何しの国にも有物や和菓にも有としウイダと
名付く拝礼の和菓人殺及まで竹細堂に注文し
て作らしめ持帰りといふ図を見る事ありき
家邦には藁(ワラ)藺(イクサ)ホにて作る仙臺の民間には
イシコと呼ぶ拝刀にてはアチコ英濃尾張にては
イツミ又アジメと呼ひ伊勢にてはオサヲク江戸
迄在にてはフゴといふとし其体図この方言に見し

魯西亜の唯ふ所未詳なるべき唐山にてハ
搖車搖籃兒版等の名あり
明單宇菊坡業語曰古人製小兒睡車曰
搖車以兒搖則睡故也一名搖籃
乾隆御製文集兒版詩註小兒生在襁褓中
令臥版上掌束其両臂倚氊盧壁間啼則搖
之徒居則懸駝裝之復

婚礼考六

婚姻の事をスツツ近といふ此縁組の定めも
ちまて極めるなり内々ハ媒妁こちく縁談あり
姫き者ハ兄弟はもなとにて孤女を見えて
あるくるあり中より此の人にハなれるまゆ
内約極りて後日を撰ひ兼ゝ寺へ中入亜婿方の
家内親類共之の者等縁女を連ませて胡り
豆の内ちの勤りなる制限一同手り与也

壻(ムコ)婦(ヨメ)形役を忘れて深き事にて別に婚義の衣服
といふ事ハなし中人已上ハ往還たゞに車に載也
てるに牽うたて外ハてるにのりて行き帰り
するまゝ之相ちく到也ハ女人もまゝ才ケツ(花足)の
上に袍を冠らしむ和尚壻に向ひ你何(ナンチ)某ゝ女
子を妻女に求る所定あるとしお遠なる事やと
問ふ男仰のことく之といふ又女子あとふ汝誰某
を夫に定むつしと此支遠変なきやといへハ女子

命れことくと答ふ此時和尚唱へ云して其日の縁
忘に何らうたる仏像の遍額(カク)を携へ来りあ
人へ十文字に掛り迫しき佛の手に取へ壻の
口をつけさせ相濟て又婦にもそこくにすめ此
して後男に拍る口と女の指環(カ子)ととりうへ
ためさすはなり

男女平生花の云名(クスリユヒ)指に指環を穿(ウカ)
る彼地方の風俗なり尚人ハ今銀玉石を

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

（チヨハ）
謙めて諸々の媒人ハ志論赤洞角なとに
ても作るゝ前にもいへるかぬし
扨婦左手を仰向く指出すと婿于掌（タナコロ）の上へ已（オノ）
り手掌（テノヒラ）をはせ又久しく何かむくれハ婦又それ
掌へ自氏の掌をのせるなる而して後婿ハ婦の
左の手を把り和尚か婿の手をとり種文を飾り
て何る前を把り自りに三遍自り渡て盃へ酒を
注き男飲さして女にさす女ニ遍をはして男に

出して納むそれより又先のごとく把り自り三遍
しるす終りまく冠りものを好き何れも注ぎたち
婿の者ハ取るなりこれ和尚中立て夫婦に
縁組を備に誓ふんと見ゆ國中上下ともに其
式なりなり私に縁組婚儀する事ハなくしかし
此の手をくき事なき事を離縁するなり何れハ男
ハ生涯女を持事なりしに女も于男を嫌ひ離るゝ
ハ一生女夫に見ゆる事叶ハしとなり但男女も

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

に死別ハ男も女も三度まてハ再縁しても苦し
からすといふ
婚の節ハ堂中に食盤を並へ其外ハ人
数に応し椅子を並へおきて寺より帰り
来客をまつ新郎ら妻を迎ひしを祝
太平楽等の楽手を傳に招きおきて其式を
凡そ其食盤の上客に向ふ所々の前に
皿壹枚と食匙叉(クマテ)小刀の三道具を備へ並之

右盃酒壺を備ふ扨各寺より帰りしを先ッ上
座に婿娵を並らせて其後婦(ヨメ)夫より媒の妻
といふ者まつ其まへの亭主の前に男女を並
それに座主又婿婦共に其内縁ある者各人
立会説人といふ役なる者何れも列座して祝
言をスーチイテレといふ是ハ佛に誓ひ縁
組約定せしとの證拠人なり右の説人
家前より佛像を画きたる條々通家(カク)を

推乃ひ居る宮神右の食盤上に妻併一
塊を居(ス)へ其餘の上の左右と中央に塩を堆
くのりをくゝ諸人額を数手に捧げく
盤の前に立ツ婦其前に来る諸人其額を
持て婦の面部の前へあて十丈字に成り且
其婦は其諸人の踏揃へる所数足の上に
額(ヒタイ)を付て一礼を事終りて遍額を其
其家の高處(タカミ)に切け並て後盤上の

妻併をも徹(スヘ)て是は佛像への供物のん
にやこの併は婦へ並て何とかに為すと
聞ク怪手覚へ其比例式は縁女他に為る
何る時比スーチイテレ此出先達て祝義
の席にて重祝礼を行ひ何佛に誓ひ
縁組あり既に其筈の仏の家は自家に
系里あるへし里れら契約の為に寺へも
いたり吾は婚礼の席にも列なり立合諸

人とも取りしと死捌く為なりとも新蔵
後妻のゴカジニチ町年寄ハ内縁ありて此説
人を立チ新蔵宅へ来り此定例を
取せしとて
杯洗各と云ふ物に鱠く先ツ鱠上つ持出を所の食
物をスーチイテ近し説人疱丁前にをく小刀を下タし
切り分ちて壻に勧む壻是を法客の前へ
にある皿に死ヨけ配り夫々壻手前ハ前にある

盃へ自分酒をうけ飲たしめ法客へ礼
を取ち法客も謝く更く呑なり各心よく
飲食して祝ふ杯を盤上へハ毎客謝く
の前へ金銀銅の貨物を持出して重く或ハ
金或ハ銀銅其数にも多少ありこれハ分限
に感ぜ津事にて此はの祝儀に出せしと
見ゆ酒食を終ハ器物并に鱠をひく
なり法客暇乞して宴んとす此時壻方

此男女傴曲(ウタ)を云ひ出すこと此曲(ウタ)のことうハ
明るめて居祝言各たくも其に祝ひ玉りも
君も我等も世事安楽と喜ひ楽しき也
生万壽に家富に栄へ来ハ極楽浄土をも
むきなんといふ根なるものとそ其事といふる
をドウケウエーコーといふるすハ覚へたり此家に
て引とめらるゝ諸客立ゐてもいハ座に小
き卓盤又是に足の小盤杯をすへ如き何も

もへ薬茶を飲む各一二椀をのめを即
ち是をひきて手給へプンシ」といふ物を
出す是ハ薬し茶の内へ至て強き上酒を
かへ沙糖を入れ湯もの之こつぷへ如て
飲(ま)せるを 至るよき風味の物也 こもし弛走の終りあて各
宿へ拝く故里一座二十人前後にて二座も三
座もめ到して客人かけるを 傴曲(ウタ)の是ハ後に形式より左平安り
一祝儀の宴會是より夜に入る但し婚姻の

一 礼式ハ先神をまりまて二層よりハ客をあて
なれはこと此宴客三日も四日も行り大家
なれハ数日の客ある趣なり青也の催し
有て口意を盟なりこれ多くハ夜分也
樂器の管絃種々行り下見ゆ手器の曲
芸ハ合せてうたふなり其曲甚孫(アハレ)なる
事ハや新婦なと感ハ情すして滴を流す
をも見えり

又日の(を)撰ミく別す新婦の家へもゆき婿
の方へ外(ミウト)舅ゆくをも招き饗し祝ふこ
貧者の婚礼ハ夜分に客を得て祝ふこ
なり婚礼の料理献立ハ人々分限次第
にて大小菓数も違ふやうなしき
事ハ見事をす

一 彼国ハ五六十歳になり始く妻をもつ者
多しこれハ風俗にて志ある人ハ何か何りき

862
1

時より心かけ往々一ツの功をしてたる上に
呼び返へるすと申し一事の如然をさ御
内所に厄害を求めてい自由に働きれ
らさ御有とて夫有男五六十歳になり女
八十五六より十七八廿たりも年比達し妻
をまい者何里

環海異聞巻之五終

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用